

住 民 監 査 請 求 監査結果報告書

平成29年6月29日

富田林市監査委員

富田林市職員措置請求に係る監査結果

(平成29年5月1日付け請求分)

〈 出張における公用車使用及び交通費支給に係る住民監査請求 〉

目 次

第1 監査の請求	P 1
1 請求人	P 1
2 監査請求書の提出	P 1
3 請求の内容(要旨)	P 1
(1)「公務」にあたるのか	P 1
(2)「公用車」の使用について	P 1
(3)違法支出額の推定計算(交通費)	P 2
(4)結語	P 2
4 事実証明書について	P 2
5 請求の受理	P 2
(1)請求人の資格について	P 2
(2)請求の対象	P 3
(3)請求の期間について	P 3
(4)監査請求の内容について	P 3
(5)要件審査及び請求の受理	P 3
第2 監査の実施	P 3
1 監査対象事項	P 3
第3 監査の結果	P 4
1 事実関係の確認	P 4
(1)訪問の経緯について	P 4
(2)出張命令について	P 4
(3)公用車の運行について	P 4
(4)鉄道の利用について	P 5
(5)人件費について	P 5

2	関係職員の説明と請求人の主張	P	5
(1)	関係職員からの陳述	P	5
(2)	請求人からの陳述	P	6
3	判断	P	7
(1)	出張命令の適否、公用車使用の判断枠組み	P	7
(2)	本件について	P	8
4	結論	P	10
5	意見	P	10

第1 富田林市職員措置請求（以下「本件請求」という。）

1 請求人

住所 富田林市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇

住所 富田林市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇

2 富田林市職員措置請求書の提出

平成29年5月1日

3 請求の内容（要旨）

（誤字等一部修正を加えた部分もあるが、その他は住民監査請求書の原文のまま掲載している。）

富田林市長に対する措置要求の要旨

平成29年4月21日、〇〇市議会議員（当時。なお、同議員は平成29年5月12日辞職しており、以下「前議員」という。）が朝日放送に対し、政務活動費の報道に抗議するため、市幹部職員3名を伴って公用車（プレサージュ）で行き、前議員は、朝日放送社屋内で包丁を取り出し、大阪府警に現行犯逮捕された（甲1）。この件は、公務として認められず、市幹部職員3名分の人件費及び交通費が違法な公金支出である。よって、富田林市が被った損害金を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求する。

（1）「公務」にあたるのか

多田利喜市長は「市が訴えられている裁判に絡むことであり、公務と考える」とコメントしている（甲1）。

しかし、判例では「…その使用が公務の遂行に必要なものか否かの判断は、まず目的地における活動が公務か否かによるべき…」と判示している（神戸地裁平成24年6月21日判決）。

さて、本件における目的地における活動は、政務活動費報道に抗議するため、前議員が朝日放送幹部と面会中に刃渡り18センチの文化包丁を取り出し、犯行に及ぶことにあった。このような悪質な犯行を公務として認めることなど、絶対に許してはならないと考える。

仮に百歩譲って、市が訴えられる裁判に絡むことを考慮したとしても、本件で問題となった交通安全啓発パネル代、金21万7810円が既に返還されているため、裁判の対象にしていないから関係がない。また、裁判所に対し、証拠として提出した朝日放送の映像は、平成27年1月14日及び同年3月24日放送分であり、前議員が抗議した同年1月9日の報道と異なるうえ、同年3月24日放送のものは、前議員ではなく△△議員の発言を問題視したものである（甲2、甲3）。

それゆえ、前議員の政務活動費報道に対する抗議が公務にあたると考えることは、見当違いも甚だしい。

（2）「公用車」の使用について

そもそも、本市においては、公用車の使用基準を定めた規程が存在しない。この基準が存在しないという自体が問題であるが、先述したとおり、本件は公務と認められないため、本

件公用車は、目的外使用となる。

(3) 違法支出額の推定計算（交通費）

まず、ガソリン代について算出する。富田林市役所と朝日放送の往復で 64 km、朝日放送から大阪府警福島署までの距離が 2 km、合計 66 km、公用車（プレサージュ）の燃費が 10.2 km/ℓ（甲 4）、当日のガソリン価格（富田林市と業者の契約に基づく価格）はレギュラーで 1 リットル当たり 124 円である。

$$66 \div 10.2 \times 124 = 802 \text{ 円} \textcircled{1}$$

次に高速代について算出する。公用車に ETC 車載器が搭載されていたとして、阪神高速 14 号松原線を利用すれば、片道の高速代が 930 円であり、往復だと 1,860 円となる。

$$930 \times 2 = 1,860 \text{ 円} \textcircled{2}$$

最後に、職員のうち一人だけ電車で市役所まで帰ったので、その電車賃を計算する。福島署の最寄駅となる JR 野田駅から大阪環状線（内回り）で JR 天王寺駅まで 180 円で、近鉄大阪阿部野橋駅から富田林西口まで 440 円である。

$$180 \text{ 円} + 440 \text{ 円} = 620 \text{ 円} \textcircled{3}$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} = 3,282 \text{ 円（違法支出額の推定計算-交通費）}$$

(4) 結語

よって、請求人らは、本件に係る市幹部職員 3 名分の人件費及び交通費を市長、前議員及び市幹部職員 3 名らに対し、連帯して損害賠償請求するよう勧告することを求める。

最後に、本市の監査委員が忖度などせず、良識ある判断をするよう強く求める。

4 事実証明書について

添付された事実証明書は以下のとおりである。

1. 甲第 1 号証	朝日新聞記事（2017 年 4 月 22 日）	1 通
2. 甲第 2 号証	朝日新聞デジタル（2017 年 4 月 21 日 22 時 57 分）	1 通
3. 甲第 3 号証	平成 29 年 3 月 17 日付「証拠説明書」	1 通
4. 甲第 4 号証	日産プレサージュの燃費	1 通
平成 29 年 6 月 1 日追加提出		
5. 甲第 5 号証	産経ニュース（2017 年 5 月 15 日 5 時 30 分）	1 通
6. 甲第 6 号証	朝日新聞記事（2017 年 5 月 16 日）	1 通
7. 甲第 7 号証	4 月分公用車使用簿	1 通
8. 甲第 8 号証	情報開示請求書（2017 年 5 月 22 日）	1 通

（事実証明書の内容は省略）

5 請求の受理

(1) 請求人の資格について

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項において住民監査請求を行なうことが出来る請求人とは、当該普通地方公共団体の住民と規定されている。

本件請求人は住民監査請求の資格を有している。

（２）請求の対象

法第 242 条第 1 項において、措置請求の対象は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について違法若しくは不当な財務会計上の行為又は違法若しくは不当な一定の怠る事実と規定されている。

本件請求は、監査委員に対し、市幹部職員 3 名分の人件費及び交通費が違法な公金支出であって富田林市が被った損害額を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求するものであり、対象となる職員等の行為である。

但し、本件請求人は、措置の内容として、市長、前議員及び市幹部職員 3 名らに対し、連帯して損害賠償請求をするよう勧告することを求めている。しかし、前議員について連帯責任を問うている点については、措置請求の対象となる職員等の行為への同前議員の関わりにとどまらず、前議員の違法な行為そのものを対象にするものであり、この点については後述するように（第 3 の 3 の（２）のエ）監査の対象外となるものである。よって、以下、請求する措置の内容については、市幹部職員 3 名に対する損害賠償請求をするよう勧告することを求める部分に限り監査を行うものとする。

（３）請求期間について

法第 242 条第 2 項において、住民監査請求は当該行為のあった日又は終わった日から 1 年以内と規定されている。

本件請求において、請求人が主張する「市幹部職員の人件費および交通費」に係る公金の支出は、期間内の請求と認められる。

（４）監査請求の内容について

ア 市幹部職員 3 名が朝日放送へ訪問した費用については違法な公金支出であると主張している。

イ 目的地における活動は、政務活動費報道に抗議するため前議員が朝日放送の幹部と面会中に文化包丁を取り出し犯行に及ぶことにあった。このような悪質な犯罪行為を公務として認めることは許してはならないと主張している。

（５）要件審査及び請求の受理

以上により、本件請求は法第 242 条の要件を具備しているものと認め、平成 29 年 5 月 10 日にこれを受理した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

市長並びに市長公室長、総合事務室局長、行政管理課参事（以下、3 名を合わせて称するときは「職員ら」という。）が、公用車及び鉄道を利用して朝日放送株式会社を訪問し同社幹部と面談したことは、違法・不当な公金の支出にあたるのかについて、監査の対象とした。

なお、本件について、職員らに対しては、意見書の提出を求めるとともに、平成 29 年 6 月 1 日に陳述を聴取し、請求人に対しては、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 29 年 6 月 1 日に陳述の機会を与え、請求内容を補完する新たな事実確認書類等の提出と陳述の有無について回

答を求めた。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 訪問の経緯について

平成29年4月上旬に、前議員より「DVDの件で朝日放送とアポをとったので同行してほしい。」との連絡が市長公室長にあり、職員ら（広報・渉外の担当である市長公室長、平成27年当時まちづくり政策部長として市道への看板設置の許可等を担当していた行政管理課参事、住民監査請求並びに選挙執行を担当する総合事務室局長の3名）が前議員に同行して朝日放送を訪問し2名の社員が対応した。

なお、富田林市では現在、市長を被告として、平成22年度から26年度に本市市議会議員に交付した政務活動費の返還請求の住民訴訟が提起され、裁判で係争中となっており、本年3月、その裁判において、朝日放送が平成27年に放送した政務活動費に関する番組のDVDが証拠として提出されたところであった。

(2) 出張命令について

公務のために職員に出張を命ずる場合は、富田林市職員旅費支給条例（昭和52年3月30日条例第5号）第3条第1項で、「旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する出張命令等によって行わなければならない。」と規定し、同条第2項で、「旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によって公務の円滑な遂行を図ることができない場合に限り出張命令を発することができる。」と規定する。また、富田林市職員服務規程（昭和53年4月1日訓令第5号）第12条第1項で、「命令権者が、公務のために職員に出張を命ずる場合は、出張命令簿（様式第1号）により行わなければならない。ただし、大阪府内の旅行で旅費の支給を伴わないもの又は緊急を要するもの等については、口頭によることができる。」と規定している。

本件請求の事案については、副市長により出張命令が発せられ出張命令簿が作成されている。

(3) 公用車の運行について

公用車は、富田林市庁用自動車の管理及び運行に関する規程（昭和52年7月25日訓令第3号）に基づき管理されているが、効率的な運行の管理及び安全運転等に関し、必要な事項を定めることを目的としているために、使途基準の規程はない。

公用車の車両管理維持は、行政管理課が行っており、その経費は、行政管理課予算に計上されている。

本件請求の事案に係る公用車の燃料は、カタログ平均燃費では、1リットルあたり走行11.0キロメートル、レギュラーガソリン仕様となっている。契約検査課において供給単価契約を締結し、指定給油所で給油している。当日の1リットル当たりの単価は、無鉛レギュラーガソリン124.00円（税込み）であるから、当日の総走行距離である67.63キロメートルでの燃料費762円であり、本件請求の事案に係る燃料費は、4月分として5月29日に支払われている。

また、本件請求の事案に係る高速道路通行料は、富田林市役所から朝日放送・福島警察までの往復で ETC 車料金 2,380 円となっており、4 月分として 5 月 29 日に支払われている。

(4) 鉄道の利用について

鉄道旅行は、富田林市職員旅費支給条例（昭和 52 年 3 月 30 日条例第 5 号）第 8 条で、「鉄道旅行には鉄道賃（中略）支給する。（以下略）」と規定している。

本件請求の事案に係る鉄道賃は、JR 野田駅から近鉄富田林西口駅までの 620 円となっており、4 月分として 6 月 16 日に支払われている。

(5) 人件費について

本件請求の事案に係る職員らの人件費は、当該出張に要した時間、午後 1 時 30 分から午後 5 時 30 分までの 4 時間であり、各々の時間当たり単価で算出した額を 4 月分として 4 月 16 日に支払われている。

2 関係職員の説明と請求人の主張

(1) 関係職員からの陳述

本件出張費に関わる経緯について、本市では、政務活動費のあり方について、何かと問題となっており、平成 27 年度には政務活動費の条例の廃止を求める住民直接請求、政務活動費に関する住民監査請求がなされるとともに、市長を被告として、平成 22 年度から 26 年度に本市市議会議員に交付した政務活動費の返還請求が提起され、現在裁判で係争中となっている。また、本年 3 月、その裁判において、原告から朝日放送が平成 27 年に放送した政務活動費に関する番組を録画した DVD が証拠として提出された。そのような中、本年 4 月中旬に前議員から市長公室長に「この DVD の件で朝日放送とアポをとったので同行してほしい」と依頼があり、本市でも、この間、政務活動費の問題や現在係争中の裁判にかかわるものであることから、この間の状況説明や DVD に録画されている番組内容の確認などのために必要と考え、市長公室長から、この間の状況等を把握する関係職員である行政管理課参事と総合事務室局長にも同行を求め、本年 4 月 21 日、市長公室長、行政管理課参事、総合事務室局長の 3 名が前議員に同行して朝日放送を訪問したものである。なお、市長公室長から行政管理課参事に同行を求めた際、市長公室長から行政管理課課長と行政管理課参事の 2 名に申入れがなされ、その場で 2 名の上司である総務部長（前述の住民訴訟担当部長）に本件出張について説明がなされ公務としての必要性を確認した上で出張命令が発せられている。

次に公務の範囲の考え方については、地方公務員法第 35 条では、職務専念義務について、「その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」と規定され、文中の「地方公共団体がなすべき責を有する職務」が公務であるとされている。また、裁判例では、地方公共団体の長は執行機関としての機能を果たすための限度で広範な裁量を有しており、その範囲内において職員に対して出張命令をすることは許されるとしている（札幌地裁平成 17 年 7 月 22 日判決）。

この点、本件出張は現在市長が被告となっている政務活動費返還請求裁判や、平成 27 年当時の本市の政務活動費問題に関わるものであり、公務として十分な合理性があると考えられる。

これに関し、請求人は、神戸地裁平成 24 年 6 月 21 日判決を引用し、公用車の使用による公

務について、その目的地における活動が公務か否かによって、判断するとしている。そして、その目的地における活動が、政務活動費報道に抗議するため、前議員が朝日放送の幹部と面会中に包丁を取り出し、犯行に及ぶことであったことから、本件出張が違法になるとしている。

しかしながら、今回の事態について、前議員が懷中に包丁を持ってこのような行為に及ぶことは、全く知りえず、予測できないものであった。あくまでも、本件出張の目的は、政務活動費に関わって DVD に関する状況説明や事実確認であり、請求人の主張する「悪質な犯行を公務」としている点については事実誤認も甚だしいものである。

職員らの出張命令の手続きについては、富田林市事務専決及び代決規程別表の規程に基づき、それぞれ決裁処理が行われており、手続きの瑕疵はなかった。また、任命権者（出張命令に係る専決者）が職員らに出張命令を発した時点でこのようなことを想像できるはずがなかった。

公用車の使用については、富田林市庁用自動車の管理及び運行に関する規程を定め、その内容は、主に公用車の安全管理に関するもので、用途基準の規程はないが、公用車の使用は、当然「公務」に限られる。よって、本件出張が公務のため、何ら違法な点はない。

以上のとおり、本件出張及び公用車使用については、何ら違法、不当な点はない。

また、前議員より DVD の件で朝日放送訪問の依頼について、政務活動費の返還請求訴訟、裁判の状況に関わることから、訴訟担当の総務部長には報告していた、と主張している。

（２） 請求人からの陳述

前議員が単独で包丁を持って、タクシー等の交通手段で朝日放送への訪問であれば、監査請求をすることはないが、市幹部職員が訪問したのが公務なのかどうかを判断するための住民監査請求である。

朝日新聞デジタル 2017 年 4 月 21 日 22 時 57 分の記事で、「市が訴えられている裁判に絡むことでもあり、公務と考える」とコメントしているが（甲 2）、今回は、公務で使用した公用車の富田林市用途基準がないのが一番の問題ではないのか。

甲第 7 号証では、公用車使用簿の要件欄に「事務連絡」とあり、一般的に事務連絡というのは電話、メール、ファックスでも可能なはずなのに、その点と行先もおおまかすぎる点について、使用許可したことに納得できず疑問を感じている。次に、オンブズマンは公用車の管理を調査するため、甲第 8 号証では、情報の件名または内容欄に「平成 24 年から現在に至るまでの公用車使用簿」の「情報開示請求書」を請求したが、平成 28、29 年度の 2 年度分しかないとわかった。一般的に資料は 5 年の保存年限であるのに、これでいいのか。別の公務かどうかの調査で、出張命令簿を請求したところ、回答は「朝日放送訪問」とだけの記載の書類だったことから、資料から、それが「公務」なのかは分からなかった。以上のことから、富田林市は公用車の使用について、職員が正確に理解されているのかが疑問であるように感じた。

甲 5 号証については、裁判に関する案件を確認や相談する場合には、直接番組を作成した朝日放送の関係者と面会しての抗議が一般的な手段であるのか。事実と違うときは内容証明等で資料について問い合わせ、中身が納得できないときは調停にするのが本当の手段ではないのか。証拠が捏造であるかの確認をするためには順序が違ふと瞬間的に思った。また、富田林市役所にいる数人の弁護士は、証拠 DVD の問題について、内容証明等で事実確認するなどの手段をとるようにアドバイスをしなかったのか。

仮に、市幹部職員が内容証明手続きをしたうえでの今回の同行であったとしたら、その部分の

行為については納得できる部分があった。しかし、実際には、内容証明行為をしないままに朝日放送を訪問し、犯罪を行ったことであるのに、その費用を私たちの税金で負担することは認められない。

また、別の視点で、『…一方、政活費や地方議会の問題に詳しい全国市民オンブズマン連絡会議事務局長の新海聡弁護士（愛知県弁護士会）は「今回の事件は言論の自由に対する圧力行為（憲法第 21 条に抵触する可能性あり）。同行させることは職員の私物化だ。市が敗訴した場合、市と議員は利害対立する立場になる可能性を考えれば、議員と同席することは不適切。」と批判する。』と同記事にはある。よって、今回の住民監査請求の結果が「公務である」と判断される場合は、憲法第 21 条を含めて住民訴訟する予定である。

以前は会派や議員の政務活動費について、直接裁判ができた。現在の住民監査請求では、内容が政務活動費の使用について会派、議員個人に請求しても、形式的には原告オンブズマンが市を相手に請求する。オンブズマンがボランティアで、税金の使途について正しているにも関わらず、外見から見ると市が被害者のようにみえるのはおかしい。そして、政務活動費の監査請求の結果がオンブズマンの勝訴となる場合、政務活動費、つまり公金が市に返還されるメリットがあるのに、今回の市幹部職員が議員と同行した抗議は、その点で矛盾すると思えない。

なお、新聞などによれば、市幹部職員が朝日放送へ番組の事実を確認するための訪問であったとするならば、今回の訪問で、前議員の犯罪により事実を確認できなかったのだから、日を改めるなどして、再度、朝日放送へ番組内容の確認のために訪問をしたのか。証拠 DVD の内容は、前議員が交通安全パネルを設置したときのもので、この分の費用はすでに市に返還され、現在の裁判の対象ではないにも関わらず、どのような部分を確認するために、市幹部職員が公務として同行したのか。関係職員からは、前議員の当時の状況を正確に説明するために同行したと、主張していたが、その主張の合理的な理由、目的を明確にしなければ、市民は納得できないと主張している。

3 判断

（1）出張命令の適否、公用車使用の判断枠組み

本件請求では、請求人は職員らの出張が「公務」にあたるか否かを問題とし、職員らの本件出張は「公務」にあたらないとしている。しかし、前述したように、職員らは一定の出張目的のもと形式的には出張命令を受けて出張しているものであることからすると、職員らに対する出張命令の適否、さらには公用車使用の適否として検討するのが妥当であり、その前提としてこれらの判断枠組みについて検討する。

まず、職員らに対する出張命令の適否に関しては、判例は、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の公務を遂行するために合理的な必要性がある場合には、その裁量により、補助機関である職員に対して旅行命令を発することができるが、その裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、当該旅行命令は違法となるというべきである。このことは、旅行命令が普通地方公共団体の長から委任を受けるなどしてその権限を有するに至った職員により発せられる場合にも、同様に当てはまるものと解される。」（最高裁一小判平成 17 年 3 月 10 日集民 216 号 357 頁）とする。

また、「普通地方公共団体の長又はその他の執行機関が、各種団体等の主催する会合に列席するとともにその際に祝金を主催者に交付するなどの交際をすることは、その交際が一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったとしても、住民の福祉の増進を図ることを

基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施するという普通地方公共団体の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通公共団体の事務に含まれるものとして許容されるが、上記のことを目的とすると客観的にみることができず、又は社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、当該普通地方公共団体の事務に含まれるとはいえず、その費用を支出することは許されない。」（最高裁二小判平成 18 年 12 月 1 日民集 60 巻 10 号 3847 号）とする。

すなわち、公務を遂行するために合理的な必要性がある場合には、その裁量により、旅行命令を発することができるが、その裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときには、当該旅行命令は違法となるというべきである。また、当該出張が公務を目的とすると客観的にみることができなければならない。

次に、公用車の使用が当該公務の遂行に必要なものか否かに関しては、現在、市には公用車に関して、富田林市庁用自動車の管理及び運行に関する規程があるが、その内容は、主に公用車の安全管理に関するもので、使途基準の規程はない。しかし、公用車の使用は、当該出張先の訪問目的やその訪問の為に必要な交通手段であると合理的な必要性が認められる場合に限られるというべきである。

（２）本件について

ア 職員らの出張命令の適否

i) 請求者は、前議員の目的地である朝日放送における活動は、政務活動費報道に抗議するためであり、包丁を取り出し犯行に及ぶことが目的であったとし、職員らはこれに同行したとしている。

しかし、職員らにとっては、前議員が抗議に行く、とりわけ犯行に及ぶということはまったくの想定外であった。職員らの出張目的は、前議員に「この DVD の件で朝日放送とアポをとったので同行してほしい」と依頼されたものであり、市としても、政務活動費の問題や現在係争中の裁判にかかわるものであることから、この間の状況説明や DVD に録画されている番組内容の確認などのために必要と考えて同行したというのである。そして、市長も「市が訴えられている裁判に絡むことでもあるから公務と考える。」としている。

ii) この点、「出張命令簿」をみると、その「出張先」が「朝日放送本社」、「用務」が「朝日放送訪問」と記載されている。また、「公用車使用簿」についても、「行先」が「大阪市福島区」、「要件」が「朝日放送訪問」と記載されている。

また、意見陳述において確認したところでは、市長公室長、総合事務局局長は、副市長の決裁を受けているが、決裁を受けるにあたって副市長への説明はとくになかったというのである。この点、行政管理課参事については、その場で上司であり住民訴訟担当部長である総務部長に説明し、公務としての必要性を確認した上で出張命令を受けたとのことであるが、総務部長はその場で判断したものの、その判断過程は必ずしも明らかではない。

たしかに、職員ら 3 名とも市幹部職員であることからすると、「出張命令簿」に示された出張目的が「朝日放送訪問」と抽象的なきらいはあるものの、形式的には公務のための出張といえることができ、職務の範囲内であって、当該公務のために必要な出張であるともいえるのではない。

しかし、意見陳述において確認したところでは、職員らは自らあるいは前議員を通じて、朝日放送に事前に連絡をとっておらず、同社の誰に会うかの確認をしていなかったものであり、しかも、前議員の面会に同席することすら同社に伝えていなかったというのである。

また、訪問先の朝日放送は、係属中の住民訴訟において、原告側が提出した証拠（DVD）の内容の番組の制作者であり、平成 27 年放送当時の経緯からいってもいわば敵性証人的立場になる。また、市が敗訴した場合、市と議員は利害対立する立場になる可能性を考えれば、議員と同席は不適切とのそしりを免れかねない。これらの点について、総務部長から住民訴訟の市側の訴訟代理人を務める弁護士に確認した経緯もうかがえない。

そして、意見陳述で確認したところでは、実際、市役所から前議員と訪問先の朝日放送に公用車で向かっており、面会相手に同席後も職員らの訪問目的について一言も説明していなかったというのである。

とすると、職員らの訪問目的が、たとえ、政務活動費の問題や現在係争中の裁判にかかわるものであることから、この間の状況説明や DVD に録画されている番組内容の確認などのために必要と考えて同行したものであったとしても、これらの訪問目的が客観的に明らかとなっていない上、果たして前議員に同行して出張するだけの必要性があったとは言いがたい。

また、職員らの出張について決裁をした副市長において、職員らの出張目的を確認し、必要性について判断したとも言いがたい。

- iii) 以上からすると、職員らの本件出張は、形式的には公務のための出張といえるとしても、職員らが言う内容の公務のために必要なものとはいえず、出張目的に対する支出としての適合性、経済性の観点からすると、不当な支出であったと考えざるを得ない。

イ 公用車の使用が公務の遂行に必要なものか

アで述べたとおり、職員らの本件出張が、職員らが説明する内容の公務のために必要なものと認められない以上、そのための公用車の使用も、必要なものとはいえないと考える。

ウ 不当な支出の範囲

本件請求人は、本件に係る市幹部職員 3 名分の人件費及び交通費（ガソリン代、高速代、電車賃）が違法な支出であると主張する。

このうち、職員らが公用車を使用して本件出張に及んだ点は前述のように不当であるから、ガソリン代、高速代、電車賃といった交通費の支出が不当であることは言うまでもないと考えられる。

次に、人件費の返還請求について検討する。そもそも本件請求人が求める人件費は、当該出張に要した時間に相当する給与相当額の返還を求めるものである。給与は正規の勤務時間による勤務に対する報酬とされるところ（一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年 12 月 20 日条例第 15 号）第 2 条第 1 項）、ここでの勤務時間とは労働基準法でいう労働時間に相当するものであるとされ、「労働時間に該当するか否かは、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるもの」とされている（最高裁一小判平成 12 年 3 月 9 日集民 197 号 75 頁）。この点職員らの本件出張は、前述したようにその決裁過程に疑義があるとはいえ、出張命令を受けて一定の目的のために出張したものであることからすると、形式的には公務といえることができ、当該出張に要した時間が勤務時間に該当しないとはいえないことから、給与相当額の支出が違法又は不当なものとはいえない。

よって、本件出張に要したガソリン代、高速代、電車賃といった交通費の支出が不当というべきである。

エ 不当な支出にかかる返還請求の対象について

以上の判断は、職員らの本件出張が前議員に同行してなされたものではあるが、前議員の訪問

目的とは別途、職員らが説明する内容の公務のために必要なものとは認められない点で不当な支出と判断するものである。

また、本件請求人は、措置の内容として、市長、前議員及び市幹部職員３名らに対し、連帯して損害賠償請求をするよう勧告することを求めているが、これは前議員の違法な行為そのものを対象としてこれに職員らが同行したことを根拠としており、この点については監査の対象外となるものである。

よって、請求する措置の内容については、市幹部職員３名に対する損害賠償請求をするよう勧告することを求めるのが相当である。

4 結論

平成２９年５月１日請求に係る人件費及び交通費に係る本件請求人の主張には、前議員について連帯責任を問う請求部分は却下し、市幹部職員３名らについて連帯責任を問う請求部分については一部理由があるものと認め、法第２４２条第４項の規定に基づき、富田林市長に対し次のとおり勧告する。

- (１) 市長公室長、総合事務室局長、行政管理課参事の、平成２９年４月２１日付け朝日放送出張にかかる交通費（ガソリン代７６２円、高速代２,３８０円、電車賃６２０円の合計３,７６２円）の支出について、平成２９年７月３１日までに各職員に連帯して返還するよう求めるなど必要な措置を講じられたい。
- (２) 法第２４２条第９項の規定に基づき、期間内に必要な措置を講じられた時には、速やかにその旨を通知されたい。

5 意見

前述したように、公用車の使用が公務の遂行に必要なものか否かに関しては、現在、市には公用車に関して、富田林市庁用自動車の管理及び運行に関する規程があるが、その内容は、主に公用車の安全管理に関するもので、使途基準の規程はない。

相当期間内に、公用車の使途基準の規程を定め、公用車使用簿もそれに従って内容をあらためるのが適切であると考ええる。